

令和5年度 第2回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和5年8月7日

逗子市福祉部国保健康課

令和5年度 第2回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和5年8月7日(月)

14:00～14:45

場所 逗子市役所5階 第3会議室

出席者

出席者

小清水 時子 委員 山上 篤志 委員 池上 晃子 委員

武田 宇央 委員 坂口 敏子 委員 大久保 久美子 委員

平手 幹人 委員

欠席者

なし

事務局

石井福祉部長 廣末福祉部次長兼国保健康課長 青山国保健康課副主幹

有賀国保健康課健康係長 沼田国保健康課保険年金係長 折野国保健康課主事

傍聴者

なし

1 議 題

(1) 令和4年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算(案)について

(2) その他

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、定刻前ですけれども、皆様お集まりになりましたので、ただいまから令和5年度第2回逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、事務局の福祉部次長兼国保健康課長の廣末でございます。本協議会会長に議事の進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

改めまして、本日は続く猛暑の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、去る5月の第1回協議会におきましては、令和5年度の保険料率等につきましてご審議、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。決定した本年度保険料率等につきましては、5月11日に告示を行い、7月14日に納付書兼決定通知書を送付しております。

さて、本日は全7名のうち全員の委員にご出席をいただいております。本市運営協議会規則第3条の規定における委員定数の2分の1以上の出席という開催条件を満たしていますことから、この会議が成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

それでは、次に、福祉部長の石井からご挨拶申し上げます。

(石井福祉部長) 皆様、改めましてこんにちは。

福祉部長の石井でございます。今年の4月1日に福祉部長を拝命いたしました。前回の5月の会議はちょっと他の公務の都合がありまして、本日が初めての出席となります。どうぞよろしく願いいたします。

国民健康保険の運営につきましては、5年ほど前に財政運営の県単位化というのが図られまして、大分改善した部分というところでもありますけれども、依然と環境としては厳しいものがございます。

しかしながら、国民健康保険の運営と申しますのは、市町村にとっては非常に重要なところでございますので、皆様のご意見をいただきながらよりよい制度として改善してまいりたいと思っておりますので、ぜひ本日は昨年度の決算を議題といたしますけれども、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、大変恐縮ですが、ここからは着座したままで説明をさせていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、事前に郵送をさせていただきましたが、本日、お持ちではない委員さ

んはいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか、お持ちになっていただいたということで、はい。

それでは、資料の確認です。

最初が、本日の次第でございます。次が、資料1、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（案）の歳出でございます。続いて、資料2が同決算書（案）の歳入でございます。続きまして、その次が資料の3、年度別決算比較表の歳出の表でございます。そして、その次の資料4が同じく決算比較表の歳入でございます。その次が資料5、決算（案）の概要の歳出と、その次、資料の6が同決算（案）の概要の歳入となっております。あと、参考資料といたしまして、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧及び本運営協議会の委員名簿を送付してございます。よろしいでしょうか。

次に、本日、席上に配付させていただきました資料につきまして、資料7、逗子市国保主要データというA4の紙を配付してございます。

配付資料は以上となります。漏れ等はありませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の第2回から新たに逗子市国民健康保険運営協議会の委員となられた方もいらっしゃいますので、ここで事務局から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、公益代表の委員でございますが、神奈川県から推薦いただきました鎌倉保健福祉事務所長の久保委員でございます。

（久保会長） 久保です。よろしくお願いたします。

（廣末福祉部次長兼国保健康課長） 久保委員には、本協議会の会長をお務めいただいております。

同じく、公益代表で逗子市民生委員児童委員協議会からご推薦いただきました逗子市民生委員児童委員協議会会長の坂口委員でございます。

（坂口副会長） 坂口敏子です。どうぞよろしくお願いたします。

（廣末福祉部次長兼国保健康課長） 坂口委員には、本協議会の副会長を務めていただいております。

次に、保険医代表としまして逗葉医師会からご推薦いただきました池上委員でございます。

（池上委員） 池上でございます。よろしくお願いたします。

（廣末福祉部次長兼国保健康課長） 同じく、保険医代表で逗葉歯科医師会からご推薦をいただき、今回から委員としてなられました武田委員でございます。

(武田委員) 武田でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 続きまして、被保険者代表といたしまして小清水委員でございます。

(小清水委員) 小清水です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 同じく、被保険者代表の山上委員でございます。

(山上委員) 山上です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 最後に、被用者保険等保険者代表といたしまして神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会からご推薦をいただき、今回から委員となりました平手委員でございます。

(平手委員) 平手と申します。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) よろしくお願いたします。

では、続きまして、事務局の職員の紹介を申し上げます。

国保健康課健康係副主幹の青山でございます。

(青山国保健康課副主幹) 青山です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 同じく、国保健康課健康係長の有賀でございます。

(有賀国保健康課健康係長) 有賀です。どうぞよろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 同じく、保険年金係長の沼田でございます。

(沼田国保健康課保険年金係長) 沼田でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) あと、担当の折野主事でございます。

(折野国保健康課主事) 折野です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) よろしくお願いたします。

それでは、現在のところ傍聴の希望はありませんが、途中で希望者が出てきた場合には順次入室して傍聴していただくということとなりますので、ご承知おき願います。

それでは、これより先の議事につきましては、大久保会長に進行をお願いいたします。

(大久保会長) 皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきますが、運営協議会規則第5条第2項の規定により本日の会議録署名委員につきましては、小清水委員と山上委員をお願いいたします。

これより議題に移ります。

議題の(1)令和4年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算(案)について、事務局の説明を求めます。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(案)につきまして、資料1を用いまして歳出からご説明をさせていただきます。

なお、資料3には、令和2年度から令和4年度までの決算額と令和3年度と4年度の比較を表示してあります。資料5では、令和3年度と令和4年度の比較と主な事業を表示してございますので、併せて適宜ご覧くださいませようお願いいたします。

それでは、資料1のまず第1款総務費から説明いたします。

第1項総務管理費のうち第1目一般管理費につきましては、職員給与費等及び一般管理事務費の電算システム経費が主なもので、第2目連合会負担金は、神奈川県国民健康保険団体連合会に対する負担金でございます。

第2項徴収費につきましては、保険料決定通知書等の郵送に係る経費が主なものでございます。

第3項運営協議会費は、本運営協議会の会議開催経費でございます。

隣の補正予算額等の欄をご覧ください。

第1項第1目一般管理費の細目1職員給与費等のマイナス127万7,000円につきましては、人事異動等に伴い減額補正したものでございます。細目2一般管理事務費の67万1,000円につきましては、国民健康保険資格管理に関するシステム改修経費を増額補正したものでございます。

第2目連合会負担金の16万5,000円につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会に対する負担金に不足が生じたため、増額補正をしたものでございます。

決算見込額は、第1款総務費全体で9,228万147円となっており、不用額は504万2,853円となっております。

次に、第2款保険給付費につきましては、被保険者に係る医療費等の給付費となりますが、決算見込額は40億93万9,844円となり、予算現額に対しまして不用額は7億1,481万5,156円となっております。

補正予算額等の欄をご覧ください。

第6項傷病手当諸費の43万6,000円は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金について、第9款予備費から充用したものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国保財政運営責任主体である神奈川県に対し納付する事業費納付金でございます。

第4款共同事業拠出金につきましては、60歳から64歳までの被用者、被保険者本人やその家族が退職者医療制度に該当するかどうかの判断資料となる年金受給権者リストを作成するため

の拠出金でございます。

第5款保健事業費につきまして、第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導に係る経費でございます。主なものは、特定健診の実施と保健指導に係る委託料及び健康診査受診券の作成・送付に係る経費となっております。

暫定の数値になりますけれども、特定健診の受診者数は2,675人で受診率は32.0%、特定保健指導を開始した方は、動機づけ支援の該当者240人に対し49人、積極的支援の該当者58人に対して4人でございます。

第2項保健事業費は、国保Q&Aガイドブックの印刷経費のほか、年2回送付している医療費通知と、年3回送付しているジェネリック医薬品の差額通知の郵送料などが主なものでございます。

第5款保健事業費全体の決算見込額は3,930万1,807円で、不用額は1,419万2,193円となっております。

第6款基金積立金は、国民健康保険事業運営基金への積立てのために1億5,000万円の増額補正を行ったものでございます。積立てにより、令和4年度末の基金残高は3億4,690万4,262円となっております。

第7款公債費につきましては、一時的に歳計現金が不足する場合に借入れする一時借入金に対する利子でございますが、借入れを行っていないため、支出はございません。

第8款諸支出金は、保険料還付金、償還金、還付加算金及び国庫支出金返納金等に係る経費でございます。

第1項第1目一般被保険者保険料還付金につきましては、資格の喪失や所得額等の修正申告に伴う保険料変更による納付済み保険料の還付金でございます。想定を上回る件数の還付が生じたため、9款予備費から94万3,000円の充用を行ったものでございます。

第3目償還金につきましては、保険基盤安定負担金（県費分）におきまして交付額の確定に伴う過大交付分について返還をする必要が生じたため、185万6,000円の増額補正を行ったものでございます。

第6目国庫支出金返納金につきましては、保険基盤安定負担金（国庫分）及び災害臨時特例補助金において交付額の確定に伴う過大交付分について返還する必要が生じたため、396万7,000円の増額補正を行ったものでございます。

第7目保険給付費等交付金償還金につきましては、保険給付費等交付金において交付額の確定に伴う過大交付分について返還をするため、1,000円の増額補正を行ったものでございます。

第8款諸支出金全体での決算見込額は1,379万6,813円で、不用額は17万6,187円となっております。

以上、歳出につきましては、決算見込額59億8,536万2,727円、不用額は7億4,672万273円となっております。

続きまして、資料2、歳入につきましてご説明いたします。

資料4、資料6につきましても併せてご覧くださいますようお願いいたします。

まず、第1款国民健康保険料につきましては、保険料全体の収入額で13億3,820万5,209円となっており、予算現額に対する収入率は108.2%となっております。

なお、令和4年度保険料現年度分の調定額に対する収納率は95.6%で、前年度95.3%に対し0.3ポイントアップしています。保険料全体では収納率が87.6%で、前年度の86.3%に対して1.3ポイントのアップとなっております。

次に、第2款国庫支出金、第1項第1目災害臨時特例補助金及び第2目傷病手当金補助金は、いずれも科目存置としていたもので、決算見込額はゼロ円となっております。

第3款県支出金、第1項第1目第1節保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、歳出の第2款保険給付費の第1項一般被保険者療養給付費から第3項移送費に見合う交付金となっており、決算見込額は39億7,847万8,719円となっております。

第2節保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、83万6,000円の増額補正を行い、決算見込額は8,678万2,000円となっております。

第4款財産収入につきましては、科目存置のため、決算見込額はゼロでございます。

第5款繰入金のうち第1項第1目一般会計繰入金につきましては、法定の繰入れ分と法定外のその他一般会計繰入金となっております。法定繰入れ分のうち第1節保険基盤安定繰入金、第2節未就学児均等割保険料繰入金、第3節職員給与費等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、制度に基づく繰入金の確定額をそれぞれ補正したもので、決算見込額はそれぞれ記載のとおりでございます。第6節その他一般会計繰入金につきましては、1億6,476万4,000円予算額に対しまして、マイナス215万4,728円の1億6,260万9,272円の決算見込額となっております。

また、第2項基金繰入金につきましては、令和4年度も基金からの繰入れは行わず、1億5,000万円の積立てを行ったことから、当初予算額と同額の1億3,000万円を減額補正いたしました。

第5款繰入金全体としましては、決算見込額5億3,379万2,653円となっております。

第6款繰越金は、令和3年度剰余金を全額予算化するための増額補正をし、1億9,254万8,868円を収入してございます。

第7款諸収入につきましては、各項記載のと通りの決算見込額となっております。

以上、歳入につきましては61億3,486万308円の決算見込額となっております。

歳入歳出の収支につきましては1億4,949万7,581円の剰余金が生じたため、令和5年度へ繰り越し、補正予算等の財源となります。

令和4年度の決算の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(大久保会長) ありがとうございます。

ご説明が終わりましたが、ご質疑、ご意見等について、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。皆様、よろしいですか。ご意見等がなければ……

(平手委員) 1つだけちょっと……

(大久保会長) お願いいたします。

(平手委員) お伺いしたいことがあるのですけれども。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(平手委員) 資料5のほうの5番目の保健事業費のところなのですけれども、令和4年度と3年度と比べて令和4年度決算のほうが増えています。1番の特定健診等の1のところなのですけれども、我々、協会けんぽも保健指導、特定健診のほうを実施している状況でございまして、金額がそこら辺増えた要因としては、何か新しいことをやられたのか、今年度の対策も含めて何かございますでしょうか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 特定健診と保健指導ですね、令和4年度に令和3年度と比べて新たなことをしたということは、実はございません。事業費若干94万、95万円ほど増加していますが、これは、どちらかというと令和2年度がかなりコロナの影響で集団健診が中止になったりとかで、逆に事業費がかなり下がったところがございます。

それが令和3年度、令和4年度で回復傾向にあるということで、令和3年度と比べても若干増えている。令和2年度と3年度を比べると500万ぐらい増えているというような状況がありますので、新たなことをしたというよりは、1回落ち込んだものが、だんだん回復してきた段階が令和4年度ということですよ。

ただ新たなことといたしましては、令和5年度、今年度からは特定健診の受診に関して、これまで1,500円の自己負担を取って特定健診を受けていただいているという状況で、特定健診

自体は1万1,000円ぐらいかかるところなのです。でも、1人1,500円の負担でできるということに長らくしていたのですけれども、その自己負担1,500円をゼロにして、より受診を促すというところで、令和5年度については新たな取組をしているというところでございます。

(平手委員) 分かりました。ありがとうございます。

(大久保会長) よろしいですか。

それでは、私から質問してよろしいですか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(大久保会長) すみません。

資料6の右上の概要のところ、先ほどご説明していただいた徴収率が現年が95.6%で、全体で見ると87.6%ということなのですが、今日の資料7を拝見しますと、だんだん徴収率が上がっている。これは2ページ目でしょうか。だんだん上がってきているというのは先ほどもあったと思うのですけれども、そういう何かポイントがあるものがあるのかということが1つと。

もう一つは、特定健診が先ほど32.0%ということなのですけれども、これの推移については、どんな感じなのかというのを教えていただければと思います。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) まず国保の収納率の上昇なのですけれども、実は本市では、この5年ほど徴収の強化というものに努めてきております。具体的には、早めの納付の促しと、あと、やっぱり必要に応じて財産調査、差押え等を行うということで、国民健康保険の現年度分につきましては、令和元年度から4年連続で徴収率が上がっております。滞納繰越分、現年分ともに令和2年度から3年連続で上昇しているという状況にあり、やっぱり一定の効果が出てきているということでございます。

徴収率が1%プラスになると、金額的には約1,300万円ぐらいの収入増になるというところもありますので、こちらは非常に努めて力を入れてきているというところでございます。

また、特定健診の受診率のほうなのですけれども、令和4年度の暫定といたしますか、今はまだ速報値ではあるのですね。確定はしていないのですけれども、それが32%と先ほど申し上げました。令和3年度については31.5%、令和2年度は、先ほども申し上げたようにコロナの関係で受診率がぐっと落ちて26.1%、その前の元年度は32.1%というところがあったので、大体30%から32%ぐらいの受診率で返子は毎年推移しているという状況でございます。

先ほど申し上げたように、特定健診の受診率の向上というのは非常に大きな課題として捉えておまして、今年度は特定健診の受診の自己負担を無料化することによって、受診率の向上を図りたいということで進めているところでございます。

(大久保会長) ありがとうございます。

(池上委員) 大久保先生、よろしいですか。

(大久保会長) はい、どうぞ。

(池上委員) 保険料の徴収率ですが、今ここにいらっしゃる皆さん、あまりご存じないと思うのですが、以前はかなり徴収率が悪かったのですね。私は、もう10年以上この委員やっています、運営協議会のたびに徴収率をもっと上げるようにと申し入れをしていました。今、廣末さんのほうから説明があったように、1%の未徴収は1,000万以上になりますので、それで随分、運営協議会として事務局のほうにハッパをかけたのですね。

(大久保会長) ええ。ああ、そうですか。

(池上委員) その成果が上がっているかとも思うのですが、いかがですか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい、先生のおかげです。ありがとうございます。

(小清水委員) すみません。その徴収に関して、コンビニ納付なんかが始まったことがやっぱり七、八年前に、それもアップにつながっているのじゃないでしょうか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。コンビニ納付が、そうですね、始まったことで納付場所の選択肢が増えたというのも一因ではあるかと思しますので、ただ……

(小清水委員) ただコンビニ納付をすると、結局こちらはコンビニに対して何か手数料を払うのですよね。だからよしあしというか、保険料を納めるのはいいけれども、それだけ手数料がこっちはかかるから、どっちがいいのだろうみたいなことも聞きましたけれども。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうですね、やはり取扱いの手数料というのがかかりますので、納付の選択が増える代わりにかかる経費も増えるというところはあるけれども、ええ。

そのあたりは時代的にも、どこでも払えるということもやっぱり必要な利便性の一つではありますので、必要に応じて、その他の例えばキャッシュレス納付とか、そのあたりも検討は進めているところではございますので、ただなかなかそういう先ほどもおっしゃっていただいたように費用対効果の部分もありますので、ぜひとも調整しながら、できるだけ納付していただけるような環境を整えていきたいというところです。

(大久保会長) よろしいでしょうか。

ほかの皆様、よろしいですか。はい。

それでは、ご意見等がなければ、議題(1)令和4年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算(案)については、皆様のご了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

(委員一同) はい。

(大久保会長) ありがとうございます。

ご異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、(2) その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 事務局のほうからですが、実は次回の開催なのですが、例年3回の運営協議会の開催を予定しておりまして、3回目は例年2月に開催をさせていただいて、ちょっと先になってしまうのですが、今、市のほうでは、ちょっと会議室の予定等もありまして、候補日を2月5日の月曜日か、同じく2月7日の水曜日、8日の木曜日、9日の金曜日のいずれかの日で、今までと同じように午後2時もしくは午後2時半からの開催で考えているところなのです。

それで、また今すぐということでは日程のほうもなかなか分からないとは思いますが、また近くなりましたら、正式な日程調整のほうはさせていただくのですが、できれば今のうちからその先の予定については空けておいていただくと、非常にありがたいなというところがございます。勝手言って申し訳ありませんが、事務局からは以上でございます。

(大久保会長) はい。すみません。その時期は大体いつ頃決まる感じでしょうか、この次回会議のスケジュールは。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) スケジュール、はい。こちらとしては、まず会長の久保所長の日程がこの日程の中でまず押さえさせていただければ、それで進めさせていただくというのは可能なのですけれども。

(大久保会長) じゃ、年明けてからというよりもっと前に決まるということもあるのですか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい、そうです。

(大久保会長) ああ、分かりました。はい。

それでは、皆さんから追加のご質問等何かあるでしょうか。

(小清水委員) 保険証のことなのですが、今度は今月というか新しくなって。で、頂いて、一応期限は2年ですよね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(小清水委員) 今何か、国のほうでもどうなるかということをおっしゃっていただいているのですが、延びるとか延びないとか、来年の秋になくすかどうかということをおっしゃって、来年になっても紙の保険証なくなるといっても、取りあえず2年だから、今持っている保険証は2年間は大丈夫なわけですよね、来年、再来年までは。そうすると、もし向こうが、国がなくすといったら、

その次からはマイナ保険証を持っていない人だけにその資格証を、資格証と言っちゃいけないのか……

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 資格確認証、はい。

(小清水委員) 資格確認証を送るといふ、そういう話になるわけですか。希望をすれば、紙のもの出してもらえとか、そういうことではなくて。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 率直に申し上げますと、まだそこら辺ははっきり国から示されているわけではないのです。ご存じのとおり、これまでは1年で保険証は廃止するという話でしたが、その後はつい最近そうでもなくなってきましたので、ええ。なので、国からそこら辺ははっきり情報が決まりましたら、そこは遅滞なくお知らせするという形にさせていただきますが、現段階でこちらの知り得ている情報としては、すぐ使えなくなるわけではないですし、資格確認証というものは最大で5年間でしたっけ……

(小清水委員) 5年間だと、今の保険証より逆に長いですよ。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうなのです。なので、こちらは実際にいうと、まだそこら辺どうしていくかというところ戸惑っている部分もございますけれども、ええ。

(小清水委員) 国のほうがそういうふうに分めたら、市としては、いや、逗子市は逗子市で出しますということではできないわけなのですか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それはやはり国として制度で決めると、幾ら国民健康保険の保険者が市町村長だからといって独自の運用をするということではできないのですね、はい。

(小清水委員) 駄目なのですね。じゃ、市としては、取りあえずマイナ保険証を持っている人は確認を取れているわけですよ。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) マイナ保険証を……

(小清水委員) 登録している人は。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(小清水委員) 全然登録していない人との区別はつけてはある。つけられることは、つけられるのですよね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そう、保険証にひもづけされている方というのは、ええ、そこは今後区別されていくと、はい。

(小清水委員) その辺は分かると。

来年とか再来年になれば、きつともうちょっとちゃんとするのでしようけれども、実際8月に2日頃かな、お医者さんに行ったときに、前に行ったときもマイナ保険証でやってオーケー

だったのだけれども、一応紙のも見せてもらえますとか何かあったものですからね。そういうこともありましたし、それとか別のお医者さんでは、すみません、ちょっと機械の調子悪いので、やっぱり紙のを見せてくださいとか。そういうことがまだごちゃごちゃあるもので、1年2年たてば違うかもしれないのですけれども、正直両方持ち歩いている状態なのですよね。ですから、どうなるのかなというのもちょっと不安な状態なものですから、お聞きしました。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい、分かりました。情報が入りましたら、遅滞なくその旨お知らせするようにさせていただきます。

(池上委員) よろしいですか。

(大久保会長) はい。

(池上委員) マイナンバーカードで保険証代わりに使うといっても、今のところまだ紙の保険証を受け付けないという病院はないはずですよ。ですから、取りあえずはマイナンバーカードじゃなくて、紙の保険証を持っていかれたほうが確実に受診できますね。

(小清水委員) そうですよ。変な話、(マイナンバーカードでの受診の方が) 6円安いとか、そんなことも聞きます。ポイントでね、点数でね。それくらいだったら関係ないかと思うけれども、一応使えるのかなと思って持っていってみるわけですよ。そうすると、すみません、紙のもとと言われてたりするのでね。いつになったら落ち着くのだろうと思いつつやっているような状況なものでね。

(池上委員) まあ、今のところマイナンバーカードを保険証代わりに使うというのは、あんまりメリットないじゃないですか。

(小清水委員) ないですよ。使えるかなぐらいで、ちょっと私の場合ですけどもね。

(池上委員) 2年後はまた落ち着くと思いますけれども、今のところは紙の保険証のほうが堅いです。

(小清水委員) もちろん大事にしていますけれども。すみません。

(大久保会長) よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうにお戻しいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、ありがとうございます。

本日、ご審議いただきます案件は以上でございますので、先ほど事務局のほうから申し上げたとおり、第3回の日程はまた改めて日程調整のほうをさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。